

和 解 条 項

- 1 被告は、原告に対し、解決金として6万円の支払義務のあることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成23年6月30日限り [REDACTED] [REDACTED]支店の原告名義の普通預金口座（口座番号 [REDACTED]）に振り込む方法で支払う。
- 3 原告は、被告に対し、本日以降被告及び第三者に本和解条項に定めるもののほか、名目の如何を問わず本件貸借契約に関する請求等を行わないことを確約する。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 当事者双方は、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

(以上)